

平成30年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年6月6日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

日程第 3 議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
落合均	総務課長
根岸光男	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
橋本宏海	福祉課長
小野寺雅明	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教務局長
伊藤良昭	農業委員会 農事局長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長			
川	野	辺	晴	庶	務	議	事	係	長	
福	地	光	徳	行	政	安	全	係	長	兼
				議	会	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○青木秀夫議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可します。

通告1番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 本間 清議員登壇]

○3番 本間 清議員 おはようございます。3番、本間です。この4月に町の執行部が新体制になりましてから初めての一般質問になりますが、よろしく願いいたします。

初めに、板倉町における渡良瀬遊水地ボランティアガイド養成の経緯についてお聞きしたいと思います。渡良瀬遊水地は関東平野のほぼ中心にあり、栃木、群馬、埼玉、茨城の4県境にまたがる、面積33平方キロメートル、東京ドームの700倍の広さであります。自然環境豊かで、ここを訪れた多くの人々が四季折々の変わり行く風景の中を散策やスポーツ、家族連れでのバーベキューなどを楽しんでいます。2012年にラムサール条約湿地に登録されて以来、本来の機能である治水に配慮しつつ、この地を訪れた人々に対し、渡良瀬遊水地の役割や自然、歴史等をガイドできる人材を養成し、観光にも活用しようという中で、平成25年、まず栃木市が渡良瀬遊水地に占める割合が71.2%と一番多いこともあり、積極的にボランティアガイド活動養成講座に独自に取り組み、2年かけてステップアップさせる形で開催しているとき、当初板倉町にも養成講座への誘いがあったが、町は単独で進めることを考えていたようでしたが、その後栃木市と協議し、板倉町の観光、文化的景観等を含めた渡良瀬遊水地全体を説明できるボランティアガイドを養成したほうがよいのではということになって、板倉町も栃木市のボランティアガイド養成講座に参加したのが板倉町ボランティアガイド養成の経緯かと思いますが、始まりはこのようなことでよろしいでしょうか。何か補足すること、また違っていることがありましたらご指摘いただければと思います。

○青木秀夫議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 本間議員のお尋ねで、ガイド養成の経緯ということで、補足があればということですが、町といたしましても同様に認識をしているところでございます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 この養成の経緯につきましては、一番最初に、このボランティア養成講座、要するに板倉町のボランティアという言葉が出ましたのは、平成26年9月22日に町の予算決算常任委員会が開催されていましたときですね。当時の産業振興課長が委員の質問に答える中に、板倉町ボランティアガイド養成の経緯があったかと思えますから、このあたりから板倉町ボランティアガイド養成が実際に動き始めたというふうに私は認識していますけれども、それでよろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お答えいたします。

資料のほうを確認いたしましたところ、平成25年に栃木市がまずは開催をしたと。追って、27年度から板倉町も参加をしてございますけれども、26年度には栃木市のほうから、広大な渡良瀬遊水地ということで広くPRしたいのだということで、板倉町、また加須市のほうも合同で養成講座を開催しないかというようなお誘いが26年度中にございまして、検討いたしましたところ、27年度から町も参加をさせていただいていると。続きまして、28年度には加須市も参加をして、2市1町の共催という形で講座を開催しているという状況でございます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今、28年度から加須市とも協議して、共催して、やろうということですが、その中には三県境とか、そういった板倉町だけではない観光施設をターゲットにしようということをやったらしいのですけれども、次に板倉町渡良瀬遊水地ボランティアガイド活動の現状についてお聞きしたいと思います。

そのように板倉町と栃木市、初めは両市町で共同した養成講座を経て、板倉町にも渡良瀬遊水地をガイド活動できるボランティアガイドが誕生したわけですが、せっかく長い時間をかけて養成講座で勉強し、知識の習得に励み、渡良瀬遊水地や板倉町の魅力を広く人々に知ってほしいと願い、努力してきたにもかかわらず、板倉町でのガイド活動ができない状況にあるとのこと。そのためか、板倉町ボランティアガイドの人たち栃木市でのガイド活動をしており、その人数は現在14名と聞いております。町で進めてきた事業なのに、なぜ活動を要請しないのですか。板倉町在住のボランティアガイドの人たちが板倉町でのガイド活動をしたいと思うのは、至極もったもなことだと思います。これでは宝の持ち腐れ、「仏つくって魂入れず」ではないですか。どのような事情があるのかお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 それでは、まず現状について初めに説明をさせていただきたいと思います。

活動の状況につきましては、初級、中級の2年間の講座を終了した1期生によりまして、まず平成27年3月に渡良瀬遊水地ガイドクラブというものが発足をされました。そこには現在49名の会員の皆様がガイド活動をしていらっしゃるという状況のようでございます。その49名の会員のうち、板倉町の会員の皆様が14名いらっしゃるということでございます。主な活動といたしましては、ガイドクラブの会員として、渡良瀬遊水地の子供広場ゾーンに設置してございます体験活動センター、こちらを拠点としまして、月曜日などの閉園日を除く毎日、10時から14時までの4時間、原則2名体制、これは事前予約や連休等があると増員をされ

るということですが、原則2名体制で説明及び周辺のガイドを実施されていると。そのほか、栃木市の施設で、今年の4月に旧藤岡スポーツふれあいセンター、これが渡良瀬遊水地の案内施設ということで改修リニューアルをされておりますハートランド城におきまして、土曜、日曜、祝日9時から17時まで8時間、これを4時間交代の2名の方々に来館者に対しまして説明をされているという状況のようでございます。

これらの活動につきましては、ガイドクラブの会員の方49名いらっしゃいますが、その会員の方のローテーションということで、聞くところによりますと、1人当たり月2回ないし3回程度ガイドのほうを担当されているとのことでございます。

このほか、毎月第2土曜日、ハートランド城におきまして定例会を開催し、会員相互の情報交換や自主研修等によるスキルアップを図っているとのことでございます。

板倉町でのガイド活動ということですが、2年間の講座を終了された方が現状ですと渡良瀬遊水地ガイドクラブに入会をして、会員として渡良瀬遊水地の案内をされているという状況でございます。記録を確認しましたところ、27年に板倉町が参加、28年に加須市が参加した状態の話し合いでは、将来的にわたらせ自然館、また北川辺の道の駅のところにスポーツ遊学館というのがございますが、そちらまで広げていきたいということで、27年、28年に板倉と加須市が参加したという経緯があるようでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今の答弁ですと、加須市ではなくて栃木市でしたね。栃木市は平成27年からガイドを行っているということでして、活動日数は当初、木土、日曜日と祝日ということを知っていましたが、現在は、先ほど答弁がありましたように、月曜日と年末年始を除き、毎日ガイド活動をしているということです。時間のほうも午前10時から14時までで、待機場所である北エントランス近くの体験活動センターというところでガイドの方が一、二名が待機しているということですね。私が聞きましたところ、ガイド場所というのは、谷中村史跡ゾーンや谷中湖、ウオッチングタワーを中心に、当日の個人依頼とか団体案内、自治会や研修会など、ガイド時間も来訪者の時間に合わせてやっているということなんです。例えば、時間が短い方は30分コース、または長い方は2時間コースというのをやっているそうです。そして、聞きましたところによりますと、活動実績として、平成28年度は活動日数は166日、ガイド担当者が286人、案内者数は3,417人ということになっているということを知っております。

栃木市ボランティアガイドの活動というのは着々と実績を積み重ねているなというのが感じたわけですが、今のご説明ですと、板倉町単独のボランティアガイドの方の板倉町だけのガイド案内といいまししょうか、それはちょっと今のところ考えにくいというのがはっきり言って現状でしょうか。

○青木秀夫議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お尋ねは、現状、また今後ということでちょっとお答えをさせていただきます。

現在のボランティアガイドの皆さんの活動は先ほど説明させていただいたとおりでございますが、今後につきましては渡良瀬遊水地ガイドクラブ、こちらは毎年総会も行っておりまして、規約等もあるということで資料をいただいているところでございますが、そのガイドクラブの事業計画に基づきまして、体験活動センター、また栃木市のハートランド城、こちらを拠点として、会員のローテーションによるガイド、現状のま

ま平成30年度も活動されていくということで考えております。

では、本町におきましてはというところなのですけれども、渡良瀬遊水地のインフォメーションセンターでありますわたらせ自然館がございますので、現在そのわたらせ自然館の施設としての機能を発揮すべく、また利用者サービスの向上、そしてガイドクラブの町内の会員の皆さん、またガイドの養成講座を終了して、まだガイドクラブに入会されてはませんが、講座を終了された皆さんの活動の場としてわたらせ自然館が活用できないかということで、教育委員会の事務局とは調整に入ったところでございます。

今後渡良瀬遊水地のガイドクラブではなくて、町独自の町内のガイドグループとでもいいでしょうか、その組織化等も念頭に置きながら、ガイドクラブの町内の会員の皆さん、また養成講座を終了した皆さん方のご意向を伺ったり、相談や話し合いの場、そういう機会を設けてまいりたいというふうに考えてございます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 渡良瀬遊水地ボランティアガイドの方たちは、やはり自分の町のことは自分たちでやりたいということを強く願っていると思います。ぜひその希望に沿えるよう町としても努力していただきたいと思いますが、その拠点となりますのが、板倉町としましてはわたらせ自然館かなと思います。栃木市は、先ほど申されておりましたように、ハートランド城というところにガイドの方がやはり2名ほど一日詰めておるのですけれども、中を見てみますと、いろいろなポスター、また観光DVDなど、そこに来た、訪れた人をさらに渡良瀬遊水地に案内するというような拠点があるわけですね。ぜひそういったわたらせ自然館等を利用して、そういったことを実施していただければと思っています。

もう一つ、館林にもボランティアガイドというのは何種類か、いろいろあるらしいのですけれども、私の知っていますボランティアガイドには館林観光ボランティア会というのがあります。ガイドの方は14名ほどで、年間30件ほど観光案内をしているということですが、ガイドコースは歴史の小径といいまして、約2時間ぐらいかけて武鷹館とか尾曳神社、旧秋元別邸などを案内しているということですが、今ではその活躍が認められたせいか、観光バス会社からも依頼があるということです。このボランティアガイドの人たちは、まずどういうことで立ち上げたかといいますと、やはり自分のまち、郷土が好きだということで、自分たちのまちを案内したいという気持ちでやっているわけです。でも、やはり最初は市の観光課などにかかけ合ったそうですが、やはりなかなか相手にしてもらえなかったそうです。それで、自分たちでやることはやっていこうということで、自主的にその団体を立ち上げたわけです。そして、今ではその実力と申しましょうか、実績が認められまして、市の観光課からもバックアップしていただけるという状態になっているそうです。そして、月1回の定例会を公民館等で利用して実施しており、自分たちのスキルアップも図っているということです。先ほど申しましたように、この人たちは、自分の郷土が好きだ、自分のまちのことをほかの人に知ってもらいたい、そういったことが喜びになっているということです。ぜひ渡良瀬遊水地ボランティアガイド、特に板倉町の方に関してもご配慮をいただければと思います。

次に、マイナンバーカード普及に関する取り組みについてお聞きしたいと思います。マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての人、1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されることになっています。

また、マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するもの

で、次のような効果が期待されます。1つは、行政手続における添付書類が簡素化されることにより、国民の負担が軽減されます。2つ目は、行政機関等が行うさまざまな情報の照合、入力等に要していた時間が削減され、行政が効率化されます。3つ目は、所属やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、不正受給などを防止するとともに、本当に困っている人たちにきめ細やかな支援を行うことが重要と言われております。

そこでお聞きしますが、このマイナンバー制度は平成28年1月から始まりまして、約2年半が経過しておりますが、これまでのマイナンバー普及に関してどのような取り組みを行ってきたのか。そして、板倉町の現在のマイナンバーカードの普及交付率はどのようになっているのか。あわせて、邑楽郡内の市町の交付率についてもお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまの本間議員さんのご質問でございますが、マイナンバーのカードにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、28年より導入のほうをされております。その中で板倉町の取り組みというところで、まず最初に板倉町のマイナンバーカードの交付件数等についてお話のほうをさせていただきたいと思っております。

地方公共団体情報システム機構の報告によりますと、平成30年4月30日現在で板倉町の人口1万5,031人として捉えておりますが、対しまして交付件数が1,313件、交付率としましては8.7%となっております。また、ご指摘の近隣市町村の状況ということでございますが、館林については10.2%、明和町におきましては8.5%、千代田町につきましては8.9%、大泉町につきましては9.6%、邑楽町につきましては8.0%ということで、おおむね10%前後の交付率ということになっております。国全体の交付率も全体で約11%と、いずれにしてもこれまでの経過の中ではまだ決して高い交付率とは言えない状況にあるところでございます。

このような中で、板倉町におきましては、このマイナンバーカードの交付率の向上を図るため、取り組みとしまして、これまで窓口にお越しいただきました方に対しまして、申請に必要な顔写真の撮影から交付申請手続を職員案内のもと一括で行いまして、スマートフォンやパソコンからもご自身で申請ができるよう、お客様のほうに操作方法のご案内のほうをさせていただいているところでございます。

また、平日にお越しいただけない方に対しまして、サービスとしまして、平成30年2月末と3月末に、月1回ではございましたが、マイナンバーカードの交付申請受け付け及び受け取りのための休日窓口開庁のほうを行っております。両日、2回の日で、申請受け付けについては2件、マイナンバーカードの受け取りについては18件の実施結果となっております。この結果を踏まえ、平成30年度においても年度末に休日窓口開庁を予定し、マイナンバーカードの普及促進を図りたいということで取り組みのほうを進めていきたいと考えているところでございます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 町側としてもそういった地道な努力といえましょうか、それをやって、本当に数かずつという感じですけども、効率向上に努力しているかなというのはわかりましたけれども、今板倉町の交付率8.7%ということをお聞きまして、2年半経過している割にはやはり普及は進んでいないなという感じは素直に受けました。人数的には1,313件と今お聞きしましたけれども、これだけを聞きますとそこそこか

なとも思いますけれども、1万5,000人から見ますと1割にも達していないということですので、道はまだ遠いかなという感じはします。その原因の一つとしましては、やはりカード取得は法律で義務化されていない、または強制されていないというところで、申請した人のみが交付を受けられるというところがあるのかなと思います。特にマイナンバーカードはなくても日常生活には何ら支障もないということが現実かなとも思うわけです。実際使用しようと思いますと、これは行政関係、要するに社会保障とかで、災害対策分野のうち法律や条例で定められた行政手続にしか使えないということで、利用範囲が狭い、限られているということが大きな原因かなと思っています。それには、やはり普及するためにはマイナンバーカードの活用ということが当然出てくるかなと思いますけれども、次にそのことについてお聞きしたいと思います。

マイナンバーカードの交付率向上を図るには、やはりサービスの充実を図ることも重要な施策の一つではないかと考えます。現在マイナンバーカードの活用となりますと、群馬県内では前橋市、高崎市、玉村町等6市町でコンビニ交付サービスを実施しております。このコンビニ交付サービスとは、コンビニでマイナンバーを利用して、市町村が発行する証明書の交付を受けることができるサービスのことです。この証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書等があります。このようなサービスは、町の平常時間でもコンビニが営業している時間であれば、町民は証明書の交付を受けることができます。町民にとっては非常に便利で、役場まで出向く必要がなく、大変利用勝手のいいサービスかなと思います。しかし、板倉町においてはコンビニ交付サービスは現在導入する予定はないと答弁をいただいております。

また、群馬県のホームページによりますと、マイナポータルという、政府が運営する、マイナンバーカードを活用したサービスが始まりました。これは子育てに関する行政手続がワンストップででき、具体的には児童手当、児童扶養手当、保育、母子保健の4分野の検索や申請ができるようになり、行政からのお知らせが自動的に届いたりします。しかし、板倉町においては初歩のサービスであるサービス検索しか行っておりません。これでは、国がマイナンバーカードの取得を促しておきながら、町のサービスは進んでおりません。

群馬県のホームページでは県内市町村のマイナンバーカードのサービス情報が情報提供されておりますが、板倉町はほかの自治体より少し遅れていると状況と思いますが、よいと思う施策は進めていくべきです。特に子育てしている家庭にとっては、町の子育て環境の魅力が薄れるかもしれません。確かにこのようなサービスを実施するには、費用を含めたさまざまな課題をクリアしていかなければなりません。マイナンバーカードを普及させていくには、町民にとって実のある話でなければ共感を得ることは難しいかなと思います。国が進めている重要な政策の一つでもありますので、町としても一層の努力が必要かと思いますが、今後の取り組みについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまの本間議員さんのご質問等でございますが、まず現時点でマイナンバーカードの活用方法というところで、いわゆる免許証等のない人に対しての身分証明というところで使われているところが非常に大きいところかなと考えております。実際にご高齢になられまして免許証を返納された方、または年齢がいかなくて免許証を持っていない中学生とか高校生の方等のパスポート申請、こういったところでのマイナンバーカード等が非常に有効に活用されているというような現状もあります。

その中で、先ほどご指摘がありました、よりサービスを楽しむためにコンビニ交付、こういったとこ

ろで各種証明書等の発行サービス、こういったところができるようになるというところで、今全国的にもそういったサービスのほうを進めている状況でございます。群馬県下においても、先ほどお話がありましたとおり、6市町のほうが実施のほうを行っているところでございますが、やはりこのコンビニ交付を進めていくに当たりまして非常にコスト、費用がかかるというような現状がございます。このコストが現在の交付率、板倉町ですと8.7%でございますが、その段階においては、やはり検討する中では、このコストの高いということが逆に現状ではデメリットになっているようなところで、なかなか進まないというような状況でございます。

全国的にこのコンビニサービス、今広がりを見せつつあります。そういったことで、国レベルでもこのコスト削減のほうに努めております。2年に1度費用のほうを見直しをするというようなことで、2年前に比べて発行コストがどんどん下がっているような現状でございます。板倉町におきましても、この費用コスト削減がどんどん図れていくことによりまして、いずれの時期かでそのタイミングを見て、そのコンビニサービスのほうを取り入れるというようなところで検討するというような状況にあるかなと考えております。

また、もう一つお話がありましたマイナポータルということで、健康診断や子育て等の情報のほうをナンバーカードを通して行うというようなサービスがあります。こちらにつきましては、現在板倉町は情報の閲覧だけというところになっておりますけれども、こちら、いわゆるプッシュ型の行政サービスということで、ワンストップ、要は国のほうで、この時期になりましたらこの申請がありますので利用してくださいというような情報をプッシュ型、要は国のほうから利用される方におおしてくれるというようなところでございます。この事業、中身等を検討しまして、独自に国とは別に町のほうでもできるサービスがあれば、こういったマイナポータルの今後の充実にあわせて、町のほうも政策としてそちらのいろんな事業を行っていくのも一つというふうに考えているところでございます。

また、今後国においては、このマイナンバーカードについてはクレジットのポイントやマイレージなどを利用するというようなところで、現在群馬県の前橋市のほうがそういった実証試験のほうを実施中でございますが、そういった流れのほうもでございます。そういったところも踏まえて、今後町としてもこのマイナポータルの利用を進めていければと思っているところでございます。コンビニ交付につきましても、費用等コストのほうを計算をしまして、いずれかのタイミングで交付のほうに移っていければというふうに考えているのが現状でございます。

以上になります。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今現実的にそういった活用となりますと、今ご説明がありましたように、例えば運転免許証を返納された方が身分証明書として使える。これは当然写真入りですので、公的な身分証明書になるということで、そういったことをやはり推進していくことも必要かなと思います。

また、コンビニ交付サービスについては、やはり費用の面ですぐにできないということですが、いずれ前向きに検討するというご答弁をいただきましたので、その時期が来ましたらお願いしますということになるかと思えます。

1つ、そのコンビニサービスのことでお聞きしたいと思いますけれども、印鑑登録証明書を役場窓口にとりに行きますと、マイナンバーカード、これは先ほど申しましたように、公的な身分証明書になるわけです。

けれども、マイナンバーカード1枚だけでは印鑑登録証明書は交付してもらえないわけですね。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問でございますが、マイナンバーカード、こちらを持てば印鑑登録証明書、こちらを発行できるというふうに考えてはおりますが。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 個人的な話になりますけれども、うちの女房が印鑑登録証明書、1週間ぐらい前でしようか、とりに行ったのですけれども、私はマイナンバーカード一枚で済むと思ったのですけれども、女房、マイナンバーカードを出せば大丈夫だよといったときに、とれなかったです。といいますのは、印鑑登録証、これが必要だと言われました。ということは、マイナンバーカード一枚ではどうしてとれないかということですね。これでは公的意味合いがちょっと違うのではないかなと私は思ったわけです。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問でございます。先ほどの答弁で私のほうの答弁内容、ちょっと言葉足らずだったかなと思いますが、まず印鑑登録というものにつきましては、この判こをこの番号で登録しますということで、町のほうに登録のほうをさせていただいております。そうしますと、この登録した番号というカードが発行されるわけなのですけれども、印鑑登録証明書については、そのカードで登録した番号を探すことによって証明書を発行するというような段取りになっております。それですので、例えばご本人が来たときに印鑑証明書をお願いしますと言われたときに、まず登録された番号とか、そういったカードで確認をして発行のほうをするというふうなことがありますものですから、先ほど申しましたが、いわゆる個人カード、ナンバーカードだけで発行してよというふうな話があったとしても、一応その登録した番号等の確認も行わせていただきますので、そのカードのほうのご提示を求めたものと考えているところでございます。大変、先ほどの答弁は言葉足らずで、失礼いたしました。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 では、これがコンビニ交付サービスでとれるということですが、その番号を入力するか何かしてコンビニからとるわけですか。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

コンビニのサービスにつきましては、板倉町のほうがまだ現在サービスのほうを行っていないところでございます。また、このサービスも、そういった印鑑登録ができるサービス、住民票がとれるサービス、戸籍がとれるサービス、各種あるわけでございます。その中で先ほど、板倉町がどんなサービスをとるかというようなところも出てくると思うのですけれども、その中で印鑑登録サービス等を実施をするといったときに、基本的にはマイナンバーカード、そういったところを使いながらできるものというふうには考えておりますが、詳細については今後検討していくというふうなところであるかなと考えております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 これは町でどうこうできるものではありませんけれども、やはりマイナンバーカード一枚でできるということを進めていただきたいと思いたくはありますが、我が町だけではどうにもならないことと理解しました。

次に、環境整備についてもお聞きしたいと思いたくはありますが、先ほどの質問と重複するところもありますので、省かせていただきます。

次に、ドローンの利活用について町の見解をお聞きしたいと思います。ドローンという名前は新聞、テレビ等で取り上げられることが多くなり、名前はよく知られていると思いますが、簡単に説明しますと、一般的には無線で遠隔操作される無人の小型飛行物体のことで、4つから8つのプロペラがついているのはマルチコプターと呼ばれます。ドローンの名前の由来は雄の蜂のことで、無人の小さな機体が飛行するときのプロペラの風を切る音が蜂の飛ぶときの音に似ているからです。

板倉町においてドローンの飛行している様子を多くの人々が実際に見ることができたのは、今年3月24日に行われました国道354号板倉―北川辺バイパス記念式典が開催されていたときがそうであるかと思いましたが、テープカットやくす玉割りの最中に多分記録映像の撮影をしていたのではと思いたくはありますが、来場者の上空近くで微動だにしないでホバリングしていましたが、まさにイメージするブーンという蜂の音にそっくりでした。

また、人々の頭上近くを飛行しているところを見ていますと、機体の安定性、安全性、無線操縦コントロール技術が急速に進歩していることが考えられます。ドローンは空の産業革命になると言われています。自治体や民間企業が実証実験を実施して、災害情報の収集や町の空撮映像の観光PRや、立ち入ることのできない土地、家屋、空き家等の調査など利活用を検討、あるいは実施している分野もありますが、群馬県では条件はありますが、4月1日より測量業者や建設業者にドローンの飛行練習場として県の管理施設の一部を貸し出しを始め、広々とした場所での操縦経験を積んでもらい、実践での後押しをしようと、この近辺では千代田町舞木にある西邑楽水質浄化センター場内がその場所になります。建設業界ではドローンを活用した測量を現場に取り入れ、作業効率を高める取り組みが広がりつつある一方、練習場所が確保できないとの業者の声に応えるためです。

また、板倉町においても、先月民間業者によって、2日間にわたり、災害時対応に特化したドローンの操縦講習会が開かれ、被災者の探索や孤立地域の物資搬送など、災害時におけるドローンの活用法を身につけてもらおうとの記事が上毛新聞に掲載されていました。

このようなニュースが耳目に触れるたびに、ドローンの利活用はもはや単なるフィクションの世界の話ではなく、想像以上のスピードで実現化されていくのではとったりも思いたくはありますが、町はこの先自治体としてドローンをどのように利活用できるのか検討課題として取り上げることも必要な時期が来るのではと考いたくはありますが、見解をお聞かせいただければと思いたくはあります。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ドローンの利活用の関係、町としての利活用ということですが、ただいま本間議員さんからいろんな方面での活用という部分でご指摘がございましたが、確かにこれまで農業、空撮、橋梁等の検査、そして測量、また物流面といった面での活用など、あらゆる方面での利活用というのが図ら

れてきたりとか、実証実験というのが行われて、日々活用の分野が広がっていると考えています。自治体としてのドローンの利活用とか検討の例といたしましては、観光地等の撮影、先ほどお話ございましたが、災害時の情報収集や避難の呼びかけなど、そういったものがあるようでございます。本町におきましても観光等の空撮等も含めまして、特に先日避難訓練等も実施させていただきましたが、洪水など災害が発生した場合に被害状況の情報収集、そういった面での活用等が、私は総務課でございますが、総務課といたしましては有効であるというふうには考えています。

具体的に町がドローンを購入して活用といった検討まではまだ行っておりませんが、今後民間活用を中心にいたしまして、必要に応じて利活用の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今のところは可能性を含めていろいろなことを想定しながら検討したいということなのでしょうけれども、今災害対策に対して使用可能かなということもご答弁いただきましたけれども、災害時にドローンは活用できるかということが新聞等によく出ていますけれども、どういう状況でそれは利活用できるとお考えでしょうか。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 風雨等がおさまった後の浸水の状況ですとか、そういった調査とか、また、先ほど避難の呼びかけというような使用の例という、そういったものも考えられているということでございますので、ドローンが飛行可能な条件下での周知、広報活動、そういった部分での活用というふうに考えています。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今ご答弁いただきましたとおり、まさにそのとおりでして、災害時といいますと、暴風雨の中とか強風の中を飛ばせるかと思えますけれども、それは不可能ですので、今のことを認識していただければよろしいかなと思っております。

次に、ドローンで空撮した映像を町の観光PRに利活用できるかお聞きしたいと思います。では、実際にドローンを利活用あるいは導入するとなると、現時点ではそのハードルは高いと言わざるを得ません。それは、空を飛ぶ者は常に墜落の危険性と表裏一体であって、落ちるものを落ちないように飛ばしているからです。無線操縦方式ですから、電波が途絶えたらノーコントロール状態になります。そういった場合に、人的被害に及ぶことが一番恐れるところです。バッテリー切れ、メカ不良、強風や豪雨時の天候の影響をもちに受け、不確実な要素もあり、飛行させるには細心の注意を必要とします。また、国土交通省が定める航空法の対象となり、非行禁止区域として空港等の周辺、人口集中地区、高度150メートル以上のエリア、そして機体の重量200グラム以上が規制対象になります。ドローンの飛行には制約が多いこともあり、群馬県内でも航空法違反容疑や、墜落により摘発された事案もあります。決してよいところどりとばかりいかない面もありますが、ドローンの得意とする空撮はもちろん、空からの監視、観測、商品の配達、農業での農薬散布など物流、産業分野での活躍が期待されています。

そこで、今現在町で具体的に利活用できることは何かと考えてみますと、それは地域の自然や人々を空撮した動画を、プロモーションビデオのように、台詞や字幕などなくても映像と音楽だけで、町の日常的なこ

とを動画公開サイトを通して町の観光PRとして世界に発信することは可能なことと思います。もちろん町のホームページへの掲載や、新庁舎完成時には訪れた人々の目の触れる場所に大型モニターを設置し、見てもらうのも、見なれた風景の中に新たな発見をするきっかけにもなることでしょう。

この空撮をするためには、まずドローンを購入しなければなりません。高画質撮影、高性能ドローンは20万円前後で購入できます。あとは操縦士ですが、これはマニュアルを一読して飛ばせるとは限りません。ほぼ無理です。操縦のための訓練が必要です。県内にも操縦訓練養成所はありますが、費用と時間がかかります。将来的に各自治体に操縦士の常駐化が必要になった場合は別ですが、今は専門業者への委託が現実的です。町の観光PRの方法としてそれほど難しいことではないと思いますが、町も新たな観光PRの方法をいろいろとお考えでしょうが、このことについてどのように思われましたか、お考えをお聞かせください。

○青木秀夫議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お尋ねの観光PRにという分野でございますが、ドローンの利活用につきまして、自然や文化といった板倉町ならではの魅力を最大限に伝えられるツールとして、当然観光PRに活用できるものというふうにご考えてございます。その活用方法や、どうやって伝えていくか情報発信等々につきまして検討してまいりたいというふうには考えてございます。当然自前で購入をして、操縦をしてということとはなかなか困難だと思われまますので、やはり専門家ないしプロの方々と相談しながら、いかに町の魅力を伝えていけるのかということにつきまして特に検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 最近テレビ等でそういったドローンで空撮した映像がよく流れておりますが、例えば板倉町の今の田んぼの青々とした風景、これは我々が見ても、毎日見ていることですから特別どうってことないように思いますけれども、意外と都会の人とか田舎に住んでいない人たちが見れば、たったそれだけのことで非常に興味を持つことがあると思います。特に外国人なんかも、いろんなそういったプロモーションビデオのようなものを見まして観光に訪れるということがあられるわけですね。日本人から見て、何でこんなところへ行くのだろうというふうには思いますけれども、やはり人々の関心というのはそういったところにあるのかなと思いますので、やはりこれも検討するとしか言いようがないと思いますけれども、購入してどうのこうのということはいまありませんので、ぜひ専門業者の方と相談しまして、そういったビデオをつくっていただいて、町の観光PRとして活用していただければと思っております。

最後の質問になります。次に、子供の教育にドローンは利活用できることはあるのかお聞きしたいと思います。ドローンにもいろいろな種類がありまして、手のひらに乗るほどのサイズで価格も数千円からあります。重量も200グラム以下で、国法の規制対象外となり、トイドローンとも呼ばれ、おもちゃの類いになりますでしょうか。それでも、プロトというコントローラーを常に自分で微調整しながら操縦するという操縦技術が必要で、気分はパイロットになり、そのため飛行させて遊ぶことで子供たちが楽しむことができ、画質は落ちますが、動画空撮もできます。これにより、今まで不可能だった映像を撮ることができ、子供たちの自由な発想での表現力が広がっていくことでしょう。ドローンを使用したゲームや競技もできます。飛行場所は各公民館等のちょっとした空間や、小学校の再編後、利活用が検討されている校舎の空き教室や体育館を活用することもできるでしょう。今までになかったことを始めることは、子供たちの好奇心をくすぐり、

やがて人口知能に代表される高度情報化社会を人間らしく生きるための新たな発想が生まれるかもしれません。学校で授業の一環としてドローンが教室で飛ぶ日が訪れるのも、そう遠い日のことではないかもしれません。ドローンは遊びの中にも教育的要素を取り入れることができると考えますが、このことについてどのように思われましたかお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 それでは、ドローンの教育に対する利活用ということでお答えを申し上げます。

今までずっと質問あるいは答弁の中で出てきていますが、やはりドローン、普通のドローンであると、衝突物回避とかホームポジションに帰ってくるとか、非常に難しいものがあるかと思えます。ただ、ドローンにつきましては、上下左右、あるいは制止といった比較的簡単な要素もいっぱいある。学校分野では、今後そういったところにつきましてはプログラミング教育、その中で活用できていくのではないかというような検討もされているようでございます。

また、小学校の児童におきましては、やはり今本間議員さんご指摘のとおり、トイドローンを使つての活用ということになるかなというふうには思っております。そのトイドローンという、子供を対象とした安全性に留意したもの、こうしたドローンを活用して、レースあるいはゲーム等を通じてそういう操作性を学ぶことによって、科学に興味を持たせるといった活動も出てくるかなというふうには思っています。ただ、今の時点では、学校教育の中で費用もかかる。数千円と言いましたけれども、調べると5,000円程度、そういった費用がかかるということを今後考慮して進めていくということになってくるかなと思えます、学校教育では。

ただ、社会教育の分野、例えば公民館が開催している「公民館に集まろう!」、特にその中でおもしろ科学教室というのも何回か開催されるのですが、その中でドローンを使った取り組みなども考える余地はあるのかなというふうには考えております。

いずれにしても、学校教育、社会教育の中でドローンを利活用しての教育についてというのは今後検討していくのかなというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 ドローンといたしましても、先ほど、前から申しました業務用、大型のドローンのことを言っているわけではないでして、本当に10センチ四方ぐらいの小さなものからあるわけですが、これはプロペラが大体4つついておるのですけれども、ガードというのが周りについていまして、子供に当たってもけがをしないようにできております。ですから、ぜひそういったものを利用して、子供たちの自由な発想での遊び方をみんなで話し合っただけであればと思います。特に空を飛ぶということは3次元の動きができますので、上下左右、前後、こういったものを飛行させるということは子供たちにとっては非常に興味を持つこと、また、どうしてドローンはプロペラだけしかついていないのに、そういった前後左右、高さを飛ぶことができるのか、そういったことから子供たちが追求していくことができると思えます。1つの科学教育になるのではないかなとも思いますので、これもまた検討するということがしか言いようがないでし

ようけれども、先ほど申しましたように、価格も四、五千円、五、六千円ぐらいありますので、そういったものを数台買っていただいでやるということはそんなに難しいことではないと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

時間も来ましたので、これで私の一般質問を終了させていただきます。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長より補足説明、答弁したいという申し出がありますので、許可します。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 先ほどの本間議員さんのご質問、最後のご質問になりますけれども、コンビニでの印鑑登録についてということで補足説明のほうをさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、カードの中にICチップというのが埋め込まれておりまして、この中に登録しております印鑑の情報を登載させることで、現在印鑑登録証明書のコンビニ交付、これは可能となっているのが現状でございます。補足のほうをさせていただきました。大変済みません。

○青木秀夫議長 以上で本間清議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時03分)

再 開 (午前10時15分)

[議長、副議長と交代]

○今村好市副議長 再開いたします。

青木議長にかわり、議事を進めます。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[12番 青木秀夫議員登壇]

○12番 青木秀夫議員 おはようございます。去年の12月の議会と、また3月の議会と、引き続いて館林市、板倉町の法定合併協議会について同じような内容のことを伺いますので、答弁もなれておると思いますので、要領よく、わかりやすく答弁していただけるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

この法定合併協議会も平成28年6月1日に設置されてから約半年間の空白期間もありましたが、2年が経過しております。その間、12回の協議会が開催されています。その協議会が進んでいく中で、進めば進むほど、合併協議会の委員として参加しているのですけれども、合併協議会とはどういうものなのか、法的な性格は何か、法的な効力はあるのかとか、合併協議会の役割とは何かと、疑問が多く湧いてきているところで

まず、この法定合併協議会の組織について伺います。合併協議会の規約5条で、合併協議会は、会長、副会長及び委員でもって組織すると規定されています。ということは、会長、副会長と各委員は同列、並列に位置づけられていると解釈できるのです。そして、一方、同規約の6条で、会長、副会長は、両市町の首長のうちから選任すると規定されています。委員間で互選するのではなく、両首長の中から会長、副会長を選ぶ

と規定されております。ということは、この規約5条で会長、副会長、委員は同列に位置づけられて、6条で、会長、副会長は他の委員と一線を画されて位置づけられていることにもなるわけです。この会長、副会長はこの協議会の中でどのように位置づけられていて、どのような役割を担う立場にあると町長は受けとめているのか伺いたいのですけれども。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 読んで、今青木議員が、会長、副会長については委員も含めて並列である、平等である、したがって委員同様の発言権も持つ。それに加えて、両首長は正副とすると。ですから、話を聞く立場、どういう考え方が多数なのか、どういう考え方が少数なのかも含め、自分の首長としての責任ある判断に十分参考にするということもあわせて言っているのではないかというふうに感じます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 会長、副会長は、この協議会の中では規約5条で一般委員、同6条で、一般委員とは一線を画した特別委員と、2つの顔を持っているように感じるのです。現在までに12回協議会が開催されている中で、この2つの顔、2つの役割を明確に使い分けていないようにも見えるのですが、いかがでしょうか。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 むしろ明確に使い分けているというふうに私自身は考えています。副会長の立場であっても、一個人というか、一員として過去に発言もいたしておりますし、また時によれば自分の私見をこらえて、今言った、どういう意見が多いのかということを知っている立場でもございますので、むしろ両方を使い分けていると。現状においては両方を使っているというふうにも考えています。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 この地方自治法の252条の2の1項で、合併特例法第3条に基づいて設置されている法定合併協議会であるにもかかわらず、この法定協議会の法的な性格、役割、あるいは議決の効果など、協議会の回数が進むにつれて曖昧な部分が見えてきているように感じております。それはこの市長、町長は協議会の中で委員であると同時に、特別委員を担っていることがこの曖昧さをつくり出している原因の一つではないかなと私は感じているのです。市長、町長は法定協の一般員と一線を画した議案の提案者ではないかなと。そうであると、この協議会もスムーズに進むのではないかと思うのです。例えば、この執行部と議会のような関係になると、両市町の役割が明確になって、強いリーダーシップも発揮できて、議事もスピード感を持って進むのではないかと考えております。

それから、会長、副会長と幹事会との関係なのですけれども、この幹事会は、会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議または調整するものとする幹事会規程の2条に規定されているのですが、この幹事会は協議会の補助機関でなく、会長の補助機関ということが明記されていると思えるのです。ということで、既にこの幹事会も十七、八回開催されているということなのですけれども、この幹事会に市長、町長を交えての幹事会はどのぐらいこれは開かれているのですか。どのぐらいか伺いたいのですけれども。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 館林市の市長及び板倉の町長を含めた両長の幹事会は、私は一回も開かれていないと思っています。俗に言う幹事会というのは、それぞれの市、町の首長の、今議員がおっしゃられたとおり、首長の考え方を地元の首長、それぞれ幹事会が意見調整をし、首長同士は抜いた形で、首長の考え方をもとに、しかも幹事会という考え方も加わった形、いわゆる合議での形を館林相對で両方でやるというような形でありまして、首長は板倉町の幹事会とは調整しますが、館林の幹事会とは調整はしておりません。なおかつ、要は審議会の会長みたいな形であるべきではないかと、合併のこの協議会の正副首長は。ですが、そうは法律的になっていないのですね。それは今議員が言ったとおり。審議会であれば、確かに板倉町の場合を見ても、皆さんにご協議いただきたい。その結果として、皆さんの決めた方向性を尊重しながら、あくまでも審議会ですから、諮問を受けると。だから、位置づけ的には違うような感じもしますが、今の法定協議会においても両首長は似たような位置にいると。ただ、当事者としても入っているという形だけだろうと、違いは。性格的に同じようなものかもしれないという感じはいたします。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 今町長の答弁にありましたように、非常にこの協議会の性格は曖昧な感じがするわけですね、この位置づけが。それともう一つ、この法定協議会の運営に当たって責任の所在がどこにあるのか非常に曖昧に感じてきているのは、この幹事会の役割、存在にもあるのではないかと。幹事会の幹事長、副幹事長も一般委員として同席して並んでいるのですよね。そこにも原因があるのかなというふうに思っております。

この法定協議会は、合併特例法で基本計画の作成とか合併に関する事項の協議をする場であると規定されているだけなのです。しかも、その協議決定事項は尊重しなければならないけれども、法的拘束力は受けないと。法則拘束力はないのだというふうに、解釈はこの地方自治法のコメンタール、逐条解説にも示されています。ということは、合併後、本件でいくと、今回の合併協議会だと、合併後、新館林市は協議会の決定事項に縛られることなく、見直すことも変更することもできるということになっているわけですね。ですから、合併後は新市の権限で臨機応変に対応できると。協定事項は尊重しなければならないけれども、臨機応変に対応できるということになっておるわけです。そういうことから、不確実性のある将来のことについて細部にわたってこだわる議論は、この協議会をかえって混乱、難しくさせていることになっているのかなというふうにも思うのです。

5月18日の第12回の合併協議会に、合併に伴う財政収支の試算、このシミュレーションがようやく提出されました。この資料によりますと、合併削減効果額というか、影響額が平成31年から平成40年までの10年間で40億円、単年度平均4億円の合併財源が生み出されるということになっております。数字が出ております。

一方、この新市において行政サービスを高いほうに合わせると、10年間で約42億円、単年度で4億2,000万円程度の支出の増加が見込まれるというシミュレーションになっております。この試算によると、削減効果額は毎年4億円、新たな支出増が4億2,000万円程度見込まれると。毎年2,000万円程度のマイナスが発生するというシミュレーションが出ております。今までこのシミュレーションが出るまで、幹事会において職員の給料を10%カットしない限り、行政サービスを高い方に統一するというか、合わせることはできないというような議論が幹事会でされていたようですが、今ではそのような議論はされていないのでしょうか、もう。

今でもされているのでしょうか。どうでしょうか、中里副町長。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

現在はそのような議論はされておられません。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 給料を10%カットしない限り、協議会は進むことはできないと。中里町長も何か、合併協議会のそうでない限り、中止したほうがいいのでないかというような発言もされておるわけですが、今はそういう発言は、考えはないわけですね。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

議員がおっしゃられる私の発言につきましては、先ほど町長の答弁の中でも町長から申し上げましたとおり、事前に町長の考え方を踏まえての発言ということでありまして、その後状況の変化もありますから、現在はそういったことは申し上げてはおりません。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 この第12回の協議会に示された財政試算、このシミュレーションについてですが、5月18日の協議会においても各員から幾つかの指摘がありました。そういった中で合併に伴う削減効果額、毎年約4億円出るという削減効果額ですが、その算出基準について伺います。この削減効果額は、これは最低このぐらいは出ますよという算出基準なのか、それとも最大でこの程度の金額は削減できるよということなのか、その辺の根拠はどうなのでしょう。どのようなことからこれは出ているのでしょうか。最低なのか、最高なのか、あるいは中ぐらいかということなのか、その辺。

○今村好市副議長 誰が答える。

○12番 青木秀夫議員 中里副町長がいいのではないですか。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

最高、最低ということではなく、職員の削減等に関しては説明もされていますとおり、総務省の示している類似団体等の合併後の削減等の数値、これをもとに算定をしているということでありまして、これは標準的な考え方のもとに算定をされているということですので、ですから、甘くも辛くもないというふうに私は理解、解釈をいたしております。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうしますと、この財政シミュレーションについては、これは事務局が作成したこ

とで、その幹事会はこの資料作成に深くかかわっていないということなのでしょうか。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 実際の計算、算定につきましては、事務局が実施をいたしたところでございます。それを受けまして、幹事会で算定根拠の説明を受けたところでございます。その説明の内容が幹事会としては妥当な内容ということで、12回の合併協議会へ資料として提出をさせていただいたものでございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうしますと、この財政シミュレーションの作成は事務局主導で、幹事会は余り深くかかわっていないということに聞こえるのですけれども、そうしますと、会長、副会長はこの財政シミュレーションを合併協議会に本当の提案者としていただければいいのですけれども、どうもその辺が曖昧なことになっているわけですね。会長、副会長の位置づけがね。前にも一度栗原町長が協議会の場で発言したら、その後何か協議会宛てに投書か何か来て、栗原町長が発言しているのは不適切ではないかとかという何か投書が出ていましたよね、誰がしたのかわからないのですけれども。だから、ああいうクレームもつくような状況ですので、市長と町長の立場は非常に曖昧なのです。

そういうこともあるので、このシミュレーション作成には、町長はそうすると関与していないということでしょうか。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そんな細かいことまでは関与いたしておりません。ただ、今言ったように、副町長から申し上げましたように、青木議員から、どんな形でも財政的シミュレーションがなくては、まず話にならないと。それは私自身も、合併協議会を始めるためには、協議する基本として、まず合併することによってのメリット、デメリット、その最も重要な部分でどれだけお金が浮くのかという、それは当然のことですから、同じ考え方を持っておりまして、そういう意味では一番早く、12回でなくて、1回目あたりに本来であればそういうシミュレーションも備えて、それが標準的であれ、あるいは甘目であれ、辛目であれ、そういうものを出しながら議論をし、でないとならぬと全事業展開、この事業は無駄だとか、板倉の町のやっているサービスができるの、できないのなんていう議論はお金の問題になりますから、それが12回目に出てきたということで、議論のたたき台としては甘くもない、辛くもない、全く基本的に関係のないというか、損得勘定のない事務方、しかもそれが両市町から出向しているその事務方、合併協議会の事務を担当する職員が公平に出してきたものということで、その資料の12回への協議会への提出は了解をしたところでありまして、作成はしていませんが、目を通し、議論のたたき台としてはそこら辺でいいだろうと。でも、私は最初から言いましたように、でも甘目も辛目もあるのではないかと。初めから、極端に言うと、辛目であっても、もしかしたら心配な面もありますが、将来合併した場合に職員の数をどれだけ減らすかというのは、甘目で出発したのでは、いわゆる人件費の削減ができませんから、これから先々、板倉町もあと20年先、後には1万人を切るとか切らないとか、館林も5万人台になるとかならないとか、極論を言うと両町合わせても3万人も減少する予測の中で職員定数だけを甘目に見ていたのでは、やはり辛目に見て向かっていくということで、そういう意味では、38人とかとうまく書いてありましたけれども、いずれにしてもずっとそれは、例えば合併して

も、常々の38人という形をぴちっと出してしまうと、その先職員に対してはその意欲がなくなります、達成感が出てしまって。だから、しっかりとその先も努力をしていかななくてはならないけれども、というふうなことは、板倉町では副町長ともそういうやり取りはしてございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 今町長の答弁にもありましたように、この合併によってみなされる4億円程度の削減効果については、さらなる削減効果を上積みできるのではないかと、あるいはその上積みできる余地が残っているのではないかと思うのです。例えば、今町長が示された人件費についても、38名を職員削減の目標設定したシミュレーションになっているわけです。それをさらに30名、50名積み上げれば一体どうなるのか。相当の人件費が削減できるのではないかと。そんなに削減したら職務遂行に差し支えがあるというのであれば、正職員を臨時職員に置きかえれば、この問題は解決するのではないかと思うのです。例えば、よく言われていますように正職員1人800万円としますと、50人で4億円です。臨時職員は気の毒なのですが、1人200万円程度ということで、これは50人掛けますと1億円です。正職員を臨時職員に置きかえるだけでも4億円マイナス1億円で、3億円程度の人件費の削減効果は出るわけです。単純な話ですけれども。

それから、ほかにもこの物件を初めいろいろな項目で削減できる余地はあるのではないかと思うのです。この4億円の削減効果に、プラスどれぐらい削減額は上乗せできるかは、会長、副会長の政治判断、リーダーシップにこれからかかっていくのではないのでしょうか。会長、副会長が幹事会、事務局を指揮して、さらなる削減効果を生み出す、絞り出すとすれば、サービスは高いほうに統一する、合わせるという問題も容易にクリアできるのではないかと思うのですが、策はいろいろとあると思うのですが、先ほどと、町長、重複するのですが、簡単に答弁いただけますか。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 基本的に私は合併推進論者で来ましたが、今現在、先ほど言った、館林の副市長が職員の給料を10%カットする以外に方法はないといった発言をしたときに、相手様は板倉町よりもいわゆる改革、これから先に向かって、あるいは町民の立場を考えて、少しでも改革をしながらぎりぎり頑張っていこう、その余ったお金というか、浮いたお金というか、出てきたお金はサービスで返そうという考え方の大きな違いを、正直言ってその時点で感じたところであります。

それらも含めて、今青木議長が言われているようなことは私も全く同感でありまして、本当は私に言うよりも館林の議会に言って、館林の議員さんにも向かって、やがてこのものを館林に送りますから、板倉町ではこういう論議をしているということ。変わっていただきたいのは、館林に、私自身は、我々はそういう考え方で、職員の人数も38人ではなくて、例えば今時点では厳しいなと思っても、合併をしたければ50に設定したらどうかとか、やり取りはしてございます。ただ、幾ら相対でやり取りをすといっても、一国の長同士が相互いの意見をずっと主張し通すということで、では板倉が折れろといえ、そう簡単に私も折れられないということの状況でございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 次に、館林市の財政について、今までも中里副町長からもいろいろ館林の財政について厳しい評価をされておるわけです。副町長は、館林は厳しい財政状況がベースにあるため、館林が板倉

町の方針に同意することは考えられない、長期的な債務が非常に多い、館林は財政的に本当に厳しい状況にある。債務負担行為が15年で71億円あるなどと館林の財政について厳しい評価をしているのですが、これは何を基準に、どこと比較して厳しいと評価しているのか、具体例を示していただきたいと思うのです。長期債務についても、館林と同規模の自治体と比較しても格別多くないというふうには私は感じておるわけです。また、この債務負担行為についてですが、債務負担行為とは、これは行政用語ですよね。一般の商行為に置きかえれば単なる長期契約であって、特別な契約ではないのではないのでしょうか。板倉町のこの債務負担行為というか契約は、幾つか締結しております。何か債務負担行為というのは悪いイメージを持っているというような表現にも聞こえるのですけれども、そういうことはないと思うのですけれども、簡単に答えていただければと思うのですけれども。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。ただ、誤解のないように申し上げておきますが、これからお答えするものにつきましては私個人としてではなく、板倉町の財政としてのお答えということでご理解をいただきたいと思います。

まず、私が議員がおっしゃるような評価をしている一つの理由としましては、経常収支比率でございます。群馬県の35市町村の平均の経常収支比率は90.8%でございます。それに対しまして、本町、板倉町は87.8%、これは35市町村中13位です。館林でございますが、94.6%、県内35市町村中31位という状況でございます。

ちなみに申し上げますが、経常収支比率率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標ということでございます。

それから、もう一点申し上げますと、将来負担比率でございますが、群馬県35市町村の平均は26%でございます。本町につきましては、将来負担比率は算定がされません。それに対しまして、館林は91.6%、県内35市町村中35位という状況でございます。この将来負担比率につきまして少々申し上げますと、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する大きさを示す指標ということでございまして、この比率につきましては低いほうが健全ということでございます。

以上のことから、私は過去も申し上げましたとおりの評価をしているとあわせまして、町の財政としてもそのような評価をいたしているところでございます。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうであるから、何、館林との合併は難しいということになるのですか。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

合併は難しいとは申し上げておりません。協議が難航しているということをこれまでも申し上げましたけれども、合併が難しいとは私は申し上げたことはありません。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 今のふうには財政評価といいますのは、ただいま出た数字だけではないわけですよね。基金が多いとか少ないとか、そういった問題ではないでしょう。館林も板倉町もバランスシートを出しているのではないですか。負債勘定の片側だけを議論して、片側の資産勘定を議論しない。非常に都合のいい議論をすると、そういうことになるのです。借金が多くたって、それに見合う資産があれば全然問題ないわけです。問題は、板倉町でも館林市でもそういうバランスシートを毎年出していますよね。そういうのを踏まえて議論しないと、公平な客観的な議論には私はならないと思うのです。

それで、館林の財政を評価する場合、借金が多い、債務負担行為がある。負債勘定だけを強調するようですが、これは明らかな間違いです。資産勘定と負債勘定をバランスをとって評価しないと、正しい判断はできないのではないかと思います。館林の財務内容が不健全であるというような判断をしているのであれば、それはどこにそれがあるのかということを指摘してもらいたい。館林の負債勘定を見ても不自然な点があるとは思えないのですけれども、借金があっても、それに見合う資産があれば健全であると言えるのではないかと思います。副町長は先ほど答弁したからいいでしょう。

引き続き、先ほど副町長が指摘する経常収支比率について伺いたいと思います。この副町長の答弁ですと、経常収支比率が財政を判断する基準の一番高い位置とか、聞こえによると唯一絶対の指標みたいな表現をされるわけです。館林の経常収支比率は高く、財政の硬直化が進んでいるということで、悪いと評価しているようですけれども、この自治体財政をはかる尺度は財政力指数など複数あるはずですよ。この経常収支比率だけをエンゲル係数のように見立てているのは間違いではないかなと思うのです。それは一面的な見方ではないでしょうか。

そこで館林の経常収支比率を例に伺いますが、先ほどここに資料が配付されておまして、これを昨日もらっておればよかったのですけれども、何か経常収支比率の算出には経常的一般財源とか経常的特定財源とか、何かいろんな用があるのですね。臨時的な一般的財源だとか、臨時の特定財源だとか、いろいろ厳密に分類すると複雑になって、ややこしくて、わかりにくくなるので、私もちよっと理解に苦しむところもあるのですけれども、大ざっぱに伺いますので、大ざっぱに答えていただければと思います。質問がわかりにくかったら指摘してください。聞き返してください。

まず、館林の経常収支比率算出に当たって、その分母となる経常一般財源のうち、主な項目と総額を示してくださいという質問なのですけれども、ここにも出ておるので、念のために簡単に。

○今村好市副議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

資料のほう、配付をさせていただきました。資料のほうで簡単にご説明をいたします。経常収支については、地方税、都市計画税を除きます。国庫支出金、普通交付税、県支出金、地方消費税交付金、諸収入などでございまして、それぞれそちらに記載した金額であります。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 経常収支比率の分母となる経常一般財源は、この166億円ということによろしいの

ですね。館林の例です。

○今村好市副議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

166億円で、そのとおりでございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そして、分子となる経常経費は157億円ということですね。

○今村好市副議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 資料に出ております経常支出、④になりますが、そちらが分子になりまして、157億円です。

また、先ほど説明がなかったわけですが、分母のほう、166億円には臨時財政対策債が含まれるということでもあります。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 すると、この166億円分の157億円が経常収支比率ということになるわけで、総収入額、総支出額で占めるとこれはどのような対比になるのでしょうか。わかりますか。館林の例です。館林の総収入額のうち経常収入額は、これは169億円ですね。その差額が臨時収入というのか、臨時的な収入という捉え方をするのでしょうか。それは幾らになっているのですか。

○今村好市副議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 資料にありますとおり、先ほどの経常収入、分母であります、166億円、これが全体の57%、収入合計が290億円でありますので57.1%、また分子の経常支出のところ、157億1,500万円になっておりますが、全体の支出額が268億円ですので、58.5%ということでもあります。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 その前に1つだけ。ここに載っている臨時財政対策債は臨時収入ではなくて、これはカウントするときは経常収入にカウントして、それで58%なのですか。

○今村好市副議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 これは臨時的なものでありますけれども、計算をする上ではそれを含むということになっております。性質的には臨時的な収入ということになります。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうですよ。この臨時財政対策債、言葉のとおり臨時なのだけれども、経常収入に上げるのだと。すると、この比率は変わってくるのではないの。そんなことはない。

○今村好市副議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 そのような計算式になっておりますので、比率は変わりません。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうしますと、総収入に占める経常収入というのは約60%弱ということで、40%は経常収支比率の対象外になっておるわけですよ、町長。そういうことですね。だから、余り経常収支比率、比率というふうにそれにこだわると、何か誤解を招く。60%の金額の収入支出を計算しているのは経常収支比率だと。残り40%は非経常収支になるわけですから、これ、それが全てであるかのような評価すると、これは間違った判断をする。エンゲル係数とは違うのですよね。だから、その辺のところをどのように評価されているのか、もう一度、中里副町長。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

ただいまの経常収支比率の計算のいわゆる分母になる部分ですが、これは経常収入のうちの経常一般財源に与えられる部分を抽出をしたものがこの資料の①番、152億6,300万円、これに臨時財政対策債の13億4,100万円を加えたものが166億400万円ということでございますが、それ以外のものにつきましては、いわゆる生活保護費に充当するような国庫支出金あるいは児童手当、そういったもろもろ、いわゆる特定の財源として使用するものがそちらで経常収入から除かれているということでありますので、これにつきましては当然その他の財源には充当できないものということで除かれているということでありますから、これは、除かれている部分については必須で支出をせざるを得ないという種類の収入ということで理解をしていただくということをお願いしたいと思います。そういったことから、やはりこのような結果、数字が出てくるということでありますので、誤解のないようにお願いいたします。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 経常収支比率が低いほうがゆとりのある財政運営であるということは、これは誰もが認めるところです。しかしこの経常収支比率の算出というのは、なかなかこれは難しいようですよ。その自治体間で相当算出とか、数字を何をそこに当てはめるかという置きかえ方によっていろいろ違ってくると思うのです。

大阪府の市町村の経常収支比率ですけれども、その資料を調査した方によると、全部間違っている、比率の出し方が。5ポイントや7ポイントは違っている。ほとんど間違っているという。それはその人の指摘なのです。そういう資料もあるぐらいで、経常収支比率の算出の仕方は非常に難しいような感じもするのです。これは間違いなく経常収支比率が低いほうがいいのですけれども、しかし近年、やはりどこの自治体も特別会計の支出、例えば国民健康保険は今年から県一本になりましたけれども、国民健康保険への繰り出しとか、あるいは下水道会計への繰り出しとか、そういったものが年々増えていて、それが最初は臨時的な赤字の補填なんかもあるのですから、それに計上していたのが、最近では経常化しているということで、経常経費にカウントすると。経常費がだんだん増えてきていると。やはりそういうことで、どこの自治体も経常収支比率が20年、30年前に比べると上がってきているということで、館林市だけ特別、先ほど、ここにも出ています

けれども、県内を見ても、私に言わせれば、2%や3%の差がそれほど決定的な、財政的に悪いとかいいとかというのは、いろいろそうやって年々これは動くわけですから、この比率ですから、というのはこれは見解の相違になるわけですが、それほど悪いとは思っていません。要するに、今副町長に示した資料にあるように、財政収支の比率の算定には、経常か、あるいは臨時かとの区分をめぐって各自治体間に大きなぶれがあるようで、修正経常収支比率なるものも出ているようですから、この経常収支比率は唯一絶対なものではないと思うのですけれども、それについてはどうですか。お答えいただけますか。

○今村好市副議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 経常収支比率の算定に当たっての項目の割り振りということでありましたけれども、これについては基本的には決算統計というものがありますが、その資料を作成するときに国のほうから明細が示されます。また、それによって入力したものを県のほうでヒアリングで調査をいたしますので、基本的には一律だというふうには判断をしております。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 それでは、最後にこれは町長にお伺いしたいのですが、この館林、板倉町の法定合併協議会は、合併特例法の4条の直接請求を受けて、館林市長、板倉町長が直接請求をこれは拒否もできたわけですね。にもかかわらず議会に付議して、議会の議決を経て設置された協議会なのです。受け身で渋々、嫌々協議会を設置したわけではないわけです。能動的に、前向きに議会を、合併を前提に、合併を目指して設置されたこの法定協議会のはずなのです。

しかし、この協議会の開催が12回と進むにつれて、協議会の運営の主体者、責任の所在が不明確、リード役は不在のように私は感じているのです。この際は、会長、副会長、その補助機関である幹事会の幹事長、副幹事長は一般委員と一線を画して、提案者として協議会をリードする役割を果たしていった方がいいのかなというふうに思うわけです。そうでないと、協議会の議論は進展しないと思うのです。というのは、この協議会の委員の中には、当然合併賛成者、反対者は混在しているわけです。その中でも、またそれぞれの立場において温度差があると思うのです。そういうようなそれぞれの立場の考え、意見を整理、調整しながら、大所高所に立って、高次元な立場に立って判断するリード役がない限り、これは結論は出ていかないのではないかと思います。そうでないと、議論が委員間の議論ですと、よく「木を見て森を見ず」の例えではないですが、協議事項が矮小化されて、本質からそれることになりかねないのです。サービス面においても、あるいは資産の比較においても、金額に具体的に置きかえやすい事項に議論が集中している傾向になっていくのです。基金のあり高がこの住民1人当たり多いとか少ないとか、借金が1人当たり多いとか少ないとか、そういう議論に入り込んでいくわけです。やはり基金も借金もバランスシートで負債勘定と資産勘定があるわけですから、そういう全体像を見ながら議論するような方向に持っていくように、協議会とか会長、副会長はリードしていかないと、何かやぶの中に入って行って、議論が進まないということにもなってしまうのです。

金融資産なんて幾らでもないのです、館林だって。館林は不動産といいますか、公共資産とか公共財産というのですか、あの資産なんていうのは金額に評価したら1,000億円もある。金額は50億円しかないの。

すると、そういったものを評価しないと、合併の話は何が多いとか少ないとかということにはならないと思うので、そういうのをリードする立場に立っている人がいないと、これは前に進まないと思うのです。

それから、行政サービスに関して、比較となると、どうしても金額に置きかえられる事項に議論が集中しがちなのです。しかし、金額に置きかえられない行政サービスも、これは相当数あるわけですね。この間12回の協議会に提出された資料にもそういうのがたくさん載っております。例えば、生活保護費や母子家庭の養育費の申請とか、農地から宅地への転用申請など、市になると直接申請できる事項もあるわけですね。金銭では換算しにくいとか、協議の対象となることは少ないです。これはよく言いますね、「時は金なり」でして、「タイム・イズ・マネー」という、これは万国共通語ですよ、時間というものの大切さは。この時間の短縮とか、あるいは時間を省くということも、金額にはしにくいサービスであっても、これは立派な行政サービスになると思うのです。そして、合併の議論となると、先ほど言った、金銭に伴うメリット、デメリット論がこの中心となりがちなのですが、合併に期待あるいは望んでいる賛成者の方の心情というか気持ちは、金銭的な損得勘定よりも、館林というブランドを使用できるという精神的な満足感に価値を見出している方も多いのではないかと思います。もちろん反対の人はそうでないのはわかります。賛成の人は、そういう方は館林というブランドに価値を見出しているという方も多いのです。それは人間の本能として、明治の合併、昭和の合併、そして平成の合併と、合併の歴史が証明しているのではないかと思います。

この合併協議は、会長、副会長の権限で、大局的な視点で協議事項をまとめていかない限り終結しないと思うのです。前回提出された財政シミュレーションを踏まえれば、合併財源も確保されています。さらに、会長、副会長の権限で、場合によっては新市の権限で、合併財源は生まれるのではないのですよね。生み出せば、まだまだ幾らでもという表現は悪いか、まだ生み出せるということもあるわけですから、合併財源を問題に合併が進めないという理由にはならないと思うのです。今や会長、副会長のリーダーシップが問われているのではないかと思います。リーダーシップがまた期待されているところなのです。町長、答弁お願いしたいと思うのですけれども。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 館林の委員さんのこの間非公式の話し合いを聞かせていただきました。そうすると、最終的には両首長の判断にお願いしてもいいのではないかと意見を言っている人は多数おります。両首長は考え方が違うことははっきりしています。私は、財源が生み出せるから、板倉町のサービスに合わせていただきたい。それでも板倉町は現状よりよくなるか、よくなるかということ言えば、よくなるけれども、現状維持だけれども、浮いたお金で合併の最大の障害になるいわゆる格差を埋めていただきたい。これは青木議長も同席の上、何回も私も明言をしているところであります。基本的にそれが理解しようとしていないのか、理解できないのか、あるいは館林の考え方の方向性が自治体として、あるいは自治体の長としての考え方の政治姿勢が違うのか精いっぱい努力をし、今日まで公式、非公式の場でも、あるいは協議、館林の委員さんにも接触するときもありますし、あるいは館林の議員に接触するときもありますので、そういった話を依然として続けております。

そういう流れの中で、財源の問題とか大局的な判断とか、いろいろ出されましたが、とりあえず私自身は板倉町の町民の皆さんの代表者ということで、不作為に選んだということではありませんが、一応各界の代

表者を選ばせていただいております。その方の考え方が、人によっては、青木さんはお金をバロメーターにするべきでないという方もいるでしょうし、いろんな考え方の人ももちろんいるわけですから、どういう方が、論理の人が多数になるかということも町の長として判断の材料にしていかなければならないと思っておりますし、基本的には私が青木議員さん以下600名のいわゆる発議によって、私は、拒否をしても法的には届けなくてはならないですけれども、拒否もしませんし、いわゆるお見合いの相手を、館林としてお見合いしたらどうか。お見合いをしてみたら、話がなかなか難しいということは現実だろうと思っています。ですから、こんな論議になっているのだと思うのです。お見合いしたからといって、間違いなく合併しなくてはならないという前提もないと思いますし、そこら辺のところを皆さんと判断を共有しながら、板倉町の姿勢がどういう形で、よく、もっと言うと、お金の問題を足して2で割ればいいわけです。難しくない。それが双方歩み寄るのだからということですが、それであっても、私は一応、余ったお金は職員やその好待遇に使うのではなく、町民の皆さんに還元するという板倉町の姿勢。確かにハードなものは、館林から言わせると、館林は板倉にないものをいっぱい持っている、ハード、建物。では、ハードをこの次建て替えるときには人口が3分の1減るのだけれども、どう考えるの。古河市などは3つあった文化会館を2つにしたり1つにしたりというようなことも市長がこの間明言をされました。でも、そういったところまで館林が、我々が一生懸命突っ込んでも、先の考え方を述べようとしません。最近編入という言葉に対しては、我々はスピードに、私もいわゆる合併の話というのは、お見合いをして、相手がいい人が悪い人か見分ける場所ですから、だからできるだけスピーディーに話をしたほうがいいということも含め、編入でいいでしょうといった経緯が。板倉町の大半の皆さんはそういう考え方だったと思います。大半というより、過半数か。結果として、最近、板倉町は編入と編入の方向性を選んだのだから、館林の方向性にはたがた言うべきではないなどという議論が、どうも最近の傾向としてそういう姿勢。これは私がお金の金銭的な問題は多少目をつぶっても、将来に合併したほうがいいだろうという個人的な考え方を持って推進のみだとしてまいりましたが、では、合併してしまったら、先ほど、合併協議会で約束しても、約束も守れないという心配がある中で、もう既にそういう小さい板倉町に対して、最初は低姿勢だったけれども、何かそういう館林市さんの姿勢そのものに最近私はちょっといろいろ考えているところが、頭の片隅にひっかかるところがいっぱいあります。

そういうことで、私は私で、最後は今言った両協議会が両首長の判断を求めた場合、徹底的に話し合いをし、それでもなおかつ、私ばかりが譲歩するつもりもありませんし、板倉の町長譲歩する、館林は、では何を譲歩する気なのだ。譲歩したといっても、それは実質的譲歩なのか、名目的な譲歩なのか、いろいろ細部にわたって検討しながら、結論を出さざるを得ない時期がいずれ来るだろうと。でも、前段としては、私はできるだけ経緯も明らかにし、議会にも相談をし、それがむしろ私としてはそういう道を、独裁者でもありませんし、失敗した、賛成したで集中砲火を浴びるつもりもありませんし、みんなで協議をし、みんなで方向性を出すという方向性は、それが一番いいのではないかという現在であります。願わくば、館林の板倉に対する歩み寄り、財政的に見ても、全ての面から見ても十分可能なはずだと思っております、その歩み寄りを現在歯を食いしばって期待をしているところであります。したがって、そのためには幹事会とかその他の部分においても板倉町の姿勢を強く持つということで、難航している原因は、館林から見れば、板倉の町長が一人了解をしないみたいな、この間ちょっといろいろ読んでみましたら、不本意ですが、町民の皆さんを守るため、あるいは将来をよくするため、非常に難しい判断を迫られる時期も来るのではないかと。先この

とは誰もわかりませんが、現時点で皆さんの意見を聞きながら判断したいというふうに思います。

○今村好市副議長 通告時間を過ぎておりますので、以上で青木秀夫議員の一般質問を終了いたします。

○12番 青木秀夫議員 どうもありがとうございます。せいぜい会長、副会長が法定協議会に介入して、協議会が前向きに進展しますようよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○今村好市副議長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前11時22分)

再 開 (午前11時24分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 それでは、再開いたします。

○議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について

議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○青木秀夫議長 日程第2、議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について及び日程第3、議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案を一括議題といたします。この2議案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小森谷予算決算常任委員長。

[小森谷幸雄予算決算常任委員長登壇]

○小森谷幸雄予算決算常任委員長 それでは、補正予算審査結果についてご報告をさせていただきます。

予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について及び議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案であり、昨日審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第1号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について委員長報告に対する質疑を

行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、明日7日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行い、8日は産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

休日を挟んで11日は休会とし、12日の本会議最終日には追加議案4件、総務文教福祉常任委員会へ付託している陳情の件、議員派遣の件、閉会中の継続調査、審査について決定する予定となっています。

本日はこれをもって散会といたします。大変お疲れさまでした。

散 会 （午前11時30分）